

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「税制と社会保障に関する研究」

分担研究報告書

世代内の異質性を考慮した年金改革の分析

－スウェーデンの年金改革を背景として－

分担研究者 宮里尚三 日本大学 専任講師

研究要旨

先進国の多くの国で年金制度の抜本的改革が模索される中、スウェーデンは1999年に公的年金制度を大幅に改革した。スウェーデンの新年金制度は賦課方式の財政方式であるが、給付算定では確定拠出型の公的年金制度であり、その制度はみなし確定拠出年金制度と呼ばれている。その新年金制度は、拠出と給付の一対一対応、年金給付が経済成長率や寿命に連動して調整される仕組みが組み込まれているなど世代間格差や年金財政の健全化に対して示唆に富む制度であるため、注目を集めるようになった。

本稿では、多くの特徴を持つスウェーデンの年金制度の中で、給付と負担の一対一対応という点に着目して考察を行う。シミュレーションの結果から、スウェーデンの年金改革の理念ともいえる給付と負担の一対一対応だけでは社会厚生を低下させる可能性があることが分かった。そのため、適正な最低保証年金（補足年金）の水準の分析が今後の年金改革の議論に重要であると思われる。

A. 研究目的

本研究では、世代間格差の是正に対して示唆に富むスウェーデンの年金改革を概観するとともに、その年金制度が社会厚生にどのように影響を与えるのか数値的に分析することを目的としている。

扱うことにより世代内の異質性をモデルに組み込み分析を行う。公的年金の給付と負担を強く結びつける年金制度は、必然的に世代内の再分配機能を低下させる。世代内の再分配機能の低下がどのように影響を及ぼすかを分析するにあたり、世代内の異質性を組み込んだモデルを用いることは有益である

B. 研究方法

本稿では世代重複モデルを用いて分析を行う。ただし、本稿では労働生産性を確率的に

（倫理面への配慮）

C. 研究結果

現行の基礎年金（基準ケース）とその基礎部分を報酬比例型（給付算定方式 2）に変更した場合の比較を行った。

給付算定方式 2 のケースは基準ケースに比べ資本と労働が増加する結果となった。しかし、一方で社会厚生では基準ケースより低くなる結果となった。

D. 考察

給付算定方式 2 の場合、従前所得が給付水準に反映されるため、労働供給のインセンティブが基準ケースよりも高くなる。そのため、労働が増加し、その結果、資本も高まったと考えられる。しかし年金給付水準に世代内の再分配的要素がなくなったため、所得変動のリスクが大きくなり、社会厚生の水準では基準ケースより低くなったと考えられる。

E. 結論

スウェーデンの年金制度は拠出（負担）と給付がリンクした確定拠出型であるが、財政方式は賦課方式である。従って完全な積み立て方式（所得代替率 $\kappa=0$ ）のケースよりも給付算定方式 2 のケースが、スウェーデンの年金制度に近い分析といえよう。数値計算の結果では給付算定方式 2 は基準ケースより社会

厚生が低下する。また、スウェーデンの年金制度は賦課方式であるため、完全な積み立て方式のケースのような資本蓄積がもたらす厚生水準の上昇は望めない。そのため、スウェーデンの年金改革の理念ともいえる給付と負担の一对一对応だけでは社会厚生を低下させる可能性があり、最低保証年金（補足年金）の水準をどうするかという点は今後の年金改革では重要になる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

世代内の異質性を考慮した年金改革の分析 — スウェーデンの年金改革を背景として —

宮里尚三
日本大学経済学部 専任講師

1. はじめに

先進国の多くの国で年金制度の抜本的改革が模索される中、スウェーデンは 1999 年に公的年金制度を大幅に改革した。スウェーデンの新年金制度は賦課方式の財政方式であるが、給付算定では確定拠出型の公的年金制度であり、その制度はみなし確定拠出年金制度と呼ばれている。その新年金制度は、拠出と給付の一対一対応、年金給付が経済成長率や寿命に連動して調整される仕組みが組み込まれているなど世代間格差や年金財政の健全化に対して示唆に富む制度であるため、注目を集めるようになった。

本稿では、多くの特徴を持つスウェーデンの年金制度の中で、給付と負担の一対一対応という点に着目して考察を行う。

2. スウェーデンの年金制度について

スウェーデンの年金制度の大きな特徴は、賦課方式でありながら確定拠出型の制度とされている NDC 制度の部分であろう。NDC における年金給付は経済変動と平均余命に併せて調整される仕組みになっている。新規裁定時の年金給付額は次のように決められる。

$$\text{新規裁定時の年金給付額} = \text{みなし年金資産} \div \text{年金除数}$$

個人は、NDC に 16%の保険料を支払うが¹、その保険料があたかも個人の資産のように蓄積されたとするのである。また蓄積されたとみなされる資産は名目賃金上昇率をみなし運用利回りとして年金資産額を計算することになる。計算されたみなし年金資産を年金除数（annuitization divisor）と呼ばれる値で割ることで新規裁定時の年金給付額が決まる。年金除数には平均余命などが考慮されている。スウェーデンの NDC 制度では個人の保険料拠出はみなし年金資産に蓄積されるため、原則的には給付と負担が一対一に対応している。スウェーデンでは NDC という給付と負担の一対一対応を原則とした年金制度へ変更する

¹ 2.5%の保険料を積立方式で運営されているプレミアム年金 (Premium Pension) へ拠出する。したがってトータルでは 18.5%の保険料拠出となっている。

ことにより世代間格差の是正を試みたのである²。

スウェーデンの年金制度のもう一つの大きな特徴は、年金財政の健全性を保つために、自動均衡機能 (Automatic Balance Mechanism) を導入したことである。それは簡単に言うと、出生率低下による被保険者数の減、積立金の利回りの実質的減等により年金財政が悪化した場合に給付額が調整される仕組みである。自動均衡機能は公的年金の資産より債務が上回った場合に発動され、給付の調整が行われる。

スウェーデンの年金制度は所得比例年金部分と最低保障年金部分に分けられているのも特徴的である。所得比例部分は拠出した額と完全にリンクする形で給付が行われるのに対し、最低保障年金は所得比例部分だけでは年金額が少ない人のための年金だと言える。また、その財源は保険料ではなく税で賄われているのも大きな特徴である。また、最低保障年金部分は所得比例部分が増加すれば、最低保障年金額が低下する仕組みとなっている。

ここではごく簡単にスウェーデンの年金制度の概要³について述べたが、以下の分析においては特に負担と給付の一对一对応という観点に着目して分析を行うことにする。

3. モデル

本稿では世代重複モデルを用いて分析を行う。ただし、本稿では労働生産性を確率的に扱うことにより世代内の異質性をモデルに組み込み分析を行う。公的年金の給付と負担を強く結びつける年金制度は、必然的に世代内の再分配機能を低下させる。世代内の再分配機能の低下がどのように影響を及ぼすかを分析するにあたり、世代内の異質性を組み込んだモデルを用いることは有益である⁴。

3. 1. 家計

個々人の消費や労働に対する選好は同一と仮定するが、労働生産性の実現値が個々人によって異なるため世代内の異質性が発生する。個人は N 歳まで生存し、寿命に関する不確実性はないものとする。また、ここでは遺産動機はないと仮定するので、遺産は発生しない。各個人の i 期の消費を c_i 、労働を l_i ととして各個人の効用関数は次のように表わせる。

² スウェーデンの年金改革の背景には世代内の不公平の解消も大きな要因だと言われている。旧制度は年金受給額の算定ベースが生涯賃金ではなく、賃金の高かった 15 年間の賃金 (15 年ルール) に置かれていた。また、満額年金の受給要件が 30 年拠出 (30 年ルール) となっていた。そのようなルールがあったため、例えば同じ勤労期間であっても、年齢別賃金カーブの傾きが急な人ほど多くの年金受給額を得ることができたのである。そのような世代内の不公平を解消するために拠出に結びついた給付への制度変更を支持する声が高かったと言われている。以上の点は Palmer(2000)を参照のこと。

³ スウェーデンの年金制度のより詳しい解説は National Social Insurance Board in Sweden. (2002)や Settergren, O. (2001)を参照のこと。

⁴ 異質性を考慮した分析は Huggett (1996)や İmrohoroğlu, İmrohoroğlu and Joines (1995)で行われている。ただし、上記の分析では労働供給が外生的に扱われているのに対し、今回の分析では労働供給を内生化した分析を行う。

$$E \left[\sum_{i=1}^N \beta^{i-1} u(c_i, l_i) \right] \quad (1)$$

と表わせる。ここで β は時間選好率を表わしている。また、瞬時的効用関数は相対的危険回避度一定を仮定する。

$$u(c_i, l_i) = \left[\left(c_i^{1-\zeta} + (l^{\max} - l_i)^{1-\zeta} \right)^{\frac{1}{1-\zeta}} \right]^{1-\gamma} / 1-\gamma \quad (2)$$

ここで、 γ は相対的危険回避度を表わすパラメータ、 ζ は消費と余暇の代替の弾力性を表わすパラメータである。また l^{\max} は個人が労働や余暇に使える最大の時間を表わしている。

各個人には年齢と固有ショック z_i に依存する労働生産性 e_i が各期に賦与される。労働生産性の固有ショックは各個人に対して同じ確率法則に従っている一方で、実現値は各個人によって異なる。ここでは、労働生産性 e_i の対数は以下のマルコフ過程に従うものとする。

$$z_i = \rho z_{i-1} + \varepsilon \quad (3)$$

ここで、 $\log e_i = z_i$ である。また ρ は自己相関係数を表し $0 \leq \rho \leq 1$ である。なお、 $\varepsilon \sim N(0, \sigma^2)$ に従う。労働生産性 e_i は退職までは平均 1 で正の値をとり対数正規分布に従うが、退職後は 0 になるものとする。労働生産性の固有ショックは、個人レベルでは労働生産性についての不確実性に直面するが、マクロ的には不確実性が存在しないことを意味する。

年金給付額を b_i 、年金保険料を τ とすると、個人の予算制約式は (4) 式のように表わすことができる。

$$\begin{aligned} c_i + a_{i+1} &= (1+r)a_i + (1-\tau)e_i w l_i + b_i \\ c_i > 0, \quad a_i &\geq -w, \quad a_N \geq 0, \quad a_1 = a_{N+1} = 0 \end{aligned} \quad (4)$$

ここで、 a_i は個人の各期の資産である。また r は利子率、 w は賃金率を示している。 $a_i \geq -w$ は平均賃金の 1 年分までを借金することが出来ることを意味している。しかし、 $a_N \geq 0$ を仮定することで、借金を残して死なないことになる。 $a_1 = a_{N+1} = 0$ の仮定より、個人は経済に参加する時点では資産を持たない。また、資産を残さずに経済から退出することになる。

年金給付についてもう少し詳しく述べる。ここでは二つの年金給付の方法を考える。まず、一つ目として i 期の年金給付額 b_i は経済全体の平均賃金に所得代替率 k をかける方法

である。これを給付算定方式 1 とする。この給付額算定の方法は基礎年金部分を表現していると考えられる。このケースにおける年金給付額 b_i は

$$b_i = \begin{cases} 0 & \text{if } i = 1, \dots, R \\ \kappa w & \text{if } i = R+1, \dots, N \end{cases} \quad (5)$$

となる。次に二つ目として、個人の過去の平均労働生産性を \bar{e}_i 、過去の平均労働時間を \bar{l}_i として、年金給付額 b_i は

$$b_i = \begin{cases} 0 & \text{if } i = 1, \dots, R \\ \kappa \bar{e}_i w \bar{l}_i & \text{if } i = R+1, \dots, N \end{cases} \quad (6)$$

として与えられる。この方法を給付算定方式 2 とする。これは、現行の年金制度の報酬比例部分に当てはまると考えることが出来る。本稿では、基礎年金部分を報酬比例型にした場合をスウェーデンの年金制度ととらえて分析を行う。もちろんスウェーデンの年金制度には補足年金部分があるため、年金給付がすべて個人の過去の労働生産性や労働時間を反映しているわけではない。したがって、後者の年金給付の方法がスウェーデンの年金制度を厳密に描写しているとはいえない。しかしながら、スウェーデンの年金制度の理念は給付と負担の一対一対応であろう。前者の給付算定方法は過去の労働所得と年金給付額が結びついていない一方で、後者の給付算定方法は過去の労働所得が高い個人は、その分、高い給付が得られる。そのため、前者よりも後者の給付算定方法はスウェーデンの年金制度の理念により近いと考えられる。

以上の枠組みで個人の最適化問題を考える。個人の意思決定問題は次の動的計画法で定式化できる。

$$V_i(x_i) = \max_{a_{i+1}, l_i} \{ u(c_i) + \beta E[V_{i+1}(x_{i+1}) | e_i] \} \quad (7)$$

制約条件 ; (4) 式

ここで、年金給付算定方式がケース 1 の場合、 i 期の状態変数は $x_i = (a_i, e_i)$ 、ケース 2 の場合、 $x_i = (a_i, e_i, \bar{e}_i)$ が i 期の状態変数となる。また、 $N+1$ 期の状態評価関数 $V_{N+1}(x_{N+1}) = 0$ と仮定する。 $V_{N+1}(x_{N+1}) = 0$ とすることにより、バックワード・インダクションを用いて解を近似的に得ることができる⁵。

⁵ 解析的にモデルを解くことが困難であるため、数値計算を行う。本稿における数値計算は宮崎 (1999) を元に、労働供給を内生化する形で分析を行った。

3. 2. 生産関数

生産関数はコブダグラス型の生産関数を考える。集計された総生産量、総資本投入量、創労働投入量を Y 、 K 、 L とすれば、生産関数は次のように表わせる。

$$Y = AK^\alpha L^{1-\alpha} \quad (8)$$

ここで、 A は全要素生産性、 α は資本分配率を表わしている。また各期における資本減耗率は δ で表わす。完全競争のもとと利子率 r と賃金率 w は

$$r = \alpha A (K/L)^{\alpha-1} - \delta \quad (9)$$

$$w = (1-\alpha) A (K/L)^\alpha \quad (10)$$

となる。

3. 3. 市場均衡

ここで、定常状態を定義するが、その前に状態変数の確率分布について述べる。年金給付算定方法がケース 1 の場合、第 i 世代の状態変数は (a_i, e_i) であり、ケース 2 の場合、第 i 世代の状態変数は (a_i, e_i, b_i) である。状態変数 x_i のとりうる集合を \mathbf{X}_i とし、測度空間を $(\mathbf{X}_i, \mathcal{B}(\mathbf{X}_i), \psi_i)$ とする。ここで、 $\mathcal{B}(\mathbf{X}_i)$ はボレル集合体であり、 ψ_i は $\mathbf{B} \in \mathcal{B}(\mathbf{X}_i)$ 上の確率測度である。また、

$$\sum_{i=1}^N \psi_i(\mathbf{X}_i) = 1 \quad (11)$$

という基準化のもと、第 i 世代が $\mathbf{B} \in \mathcal{B}(\mathbf{X}_i)$ にある確率は $\psi_i(\mathbf{B})/\psi_i(\mathbf{X}_i)$ となる。ここで、 $P_i(x_i, \mathbf{B})$ を第 i 世代の状態が $x_i \in \mathbf{X}_i$ で与えられたときに、次に状態 \mathbf{B} になる確率とすると、 ψ_i は次の式で推移する。

$$\psi_{i+1}(\mathbf{B}) = \int_{\mathbf{X}_i} P_i(x_i, \mathbf{B}) d\psi_i \quad (12)$$

以上点に留意して、定常均衡を次のように定義する。

定義： 定常均衡は、 $(\{c_i(x_i)\}_{i=1}^N, \{l_i(x_i)\}_{i=1}^N, a_1, a_{N+1}, \{a_{i+1}(x_i)\}_{i=1}^{N-1}, \{e_i\}_{i=1}^N, \{b_i\}_{i=1}^N,$

$w, r, K, L, \tau, \{\psi_i\}_{i=1}^N)$ で以下の 5 つの条件を満たすものである。

1. $\{c_i(x_i)\}_{i=1}^N$, $\{l_i(x_i)\}_{i=1}^R$, a_1 , a_{N+1} , $\{a_{i+1}(x_i)\}_{i=1}^{N-1}$ が最適化問題を解くことによって得られている。

2. 完全競争下で要素価格 (r, w) が決まっている。(9) 式、(10) 式

3. 財市場、資本市場、労働市場が均衡している。

$$\sum_{i=1}^N \int_{X_i} (c_i(x_i) + a_{i+1}(x_i)) d\psi_i = AK^\alpha L^{1-\alpha} + (1-\delta)K \quad (\text{財市場均衡式})$$

$$\sum_{i=1}^N \int_{X_i} a_{i+1}(x_i) d\psi_i = K \quad (\text{資本市場均衡式})$$

$$\sum_{i=1}^N l_i \int_{X_i} e_i d\psi_i = L \quad (\text{労働市場均衡式})$$

4. 各世代の状態変数の確率分布は個人の最適化行動と整合的であり、(11)式と(12)式を満たす。

5. 年金財政が均衡している。

$$\tau w \sum_{i=1}^R l_i \int_{X_i} e_i d\psi_i = \sum_{i=R+1}^N \int_{X_i} b_i d\psi_i \quad (13)$$

4. シミュレーション

4. 1. パラメータ

ここではパラメータを特定化しモデルの数値計算を行う。表 1 にパラメータの値をまとめている。まず、資本分比率 α 、時間選好率 β 、資本減耗率 δ は Cooly and Prescott (1995) にしたがって $\alpha=0.4$ 、 $\beta=0.947$ 、 $\delta=0.048$ と設定する。相対的危険回避度は $\gamma=2$ 、余暇と消費の代替の弾力性 $\xi=1.1$ に設定する。次に全要素生産性 $A=1.1^6$ とする。固有ショックに関しては Storesletten, Telmer, and Yaron (2004) にしたがって、持続性のパラメータ $\rho=0.95$ 、固有ショックの分散を表わす $\sigma=0.17$ と設定した。また、個人の生存期間 $N=60$ と設定し、労働期間 $R=40$ と設定する。また、今回の人口成長率は 0 として分析を行う。以上の設定のもと、シミュレーション分析を行う。

4. 2. シミュレーション結果

今回の分析では、公的年金制度を、いわゆるスウェーデン型の制度に変更した場合に、どのような影響があるかを分析することが目的である。わが国の厚生年金には報酬比例部分があるため、従前所得が反映されている部分もある。しかしながら、基礎年金に関しては従前所得とは関係なく定額に給付が行われる。今回の分析では、この基礎年金を所得比

6 全要素生産性の値を 1.1 にする根拠は強くないが、その値が小さいとシミュレーションの結果が不安定になるので、今回は 1.1 と設定した。

例型に変更した場合に、どのような影響があるかをシミュレーション分析し、その結果からスウェーデン型の年金制度への変更の効果を分析する。

まず、今回の分析では基礎年金部分に焦点をあてることにするが、現在のわが国の厚生年金の所得代替率はモデル世帯で 59.3%である。一方、現在の基礎年金の割合はモデル世帯の給付額が 238,125 円で、そのうち基礎年金が 134,034 円 (67,017 円×2) なので、基礎年金が占める割合は 56.3%。この値を使って基礎年金分の所得代替率を求めると、

$$\text{全体の所得代替率} \times \text{基礎年金の占める割合} = \text{基礎年金分の所得代替率} \quad \cong 33\%$$

となり、その値をベンチマークとして分析を行う。分析結果は表 2 にまとめられている。

まず基準ケースを見ることにする。基準ケースとは給付算定方式が定額のケースで、所得代替率は 33%の場合である。数値計算では資本が 6.588、労働 0.77、利子率 6.3%、賃金率 1.651 となった。また、厚生水準の比較を行うために、社会厚生を (13) 式にしたがって求めることにする。基準ケースにおける社会厚生は 552.103 となった。

$$W = \sum_{i=1}^N \int_{x_i} u(c_i(x_i, l_i)) d\psi_i \quad (13)$$

次に給付算定方式 2 のケースを見る。このケースでは資本 6.764、労働 0.779、利子率 6.1%、賃金率 1.671 となった。基準ケースに比べ資本と労働が増加する結果となった。しかし、一方で社会厚生では基準ケースより低い 571.932 となった。給付算定方式 2 の場合、従前所得が給付水準に反映されるため、労働供給のインセンティブが基準ケースよりも高くなる。そのため、労働が増加し、その結果、資本も高まったと考えられる。しかし年金給付水準に世代内の再分配的要素がなくなったため、所得変動のリスクが大きくなり、社会厚生水準では基準ケースより低くなったと考えられる。

次に公的年金の完全民営化、あるいは完全な積み立て型の年金制度へと変更したケースをみる (所得代替率 $\kappa=0$)。このケースでは資本 7.831、労働 0.788、利子率 5.2%、賃金率 1.768 となった。基準ケース (給付算定方式 1)、給付算定方式 2 のいずれのケースよりも資本、労働が高くなっている。また、社会厚生水準は 533.131 と最も高くなっている。このケースでは所得変動のリスクが高まることによる厚生水準の低下より、貯蓄の増加による資本の蓄積や労働の増加を通じた生涯所得の増加による厚生水準の上昇の効果が上回るといえる。

さて、スウェーデンの年金制度は拠出 (負担) と給付がリンクした確定拠出型であるが、財政方式は賦課方式である。従って完全な積み立て方式 (所得代替率 $\kappa=0$) のケースよりも給付算定方式 2 のケースが、スウェーデンの年金制度に近い分析といえよう。先ほどの数値計算の結果では給付算定方式 2 は基準ケースより社会厚生が低下する。また、スウェー

デンの年金制度は賦課方式であるため、完全な積み立て方式のケースのような資本蓄積がもたらす厚生水準の上昇は望めない。そのため、スウェーデンの年金改革の理念ともいえる給付と負担の一对一对応だけでは社会厚生を低下させる可能性があり、最低保証年金（補足年金）の水準をどうするかという点は今後の年金改革では重要になるろう。

5. まとめ

本稿では、多くの特徴を持つスウェーデンの年金制度の中で、給付と負担の一对一对応という点に着目して考察を行った。シミュレーションの結果から、スウェーデンの年金改革の理念ともいえる給付と負担の一对一对応だけでは社会厚生を低下させる可能性があることが分かった。そのため、適正な最低保証年金（補足年金）の水準の分析が今後の年金改革の議論に重要であると思われるが、今回の分析ではそこまで分析が深まっていない。この点は、今後の課題としたい。

参考文献

- 宮崎憲治 (1999) 「世代内不平等を考慮に入れた OLG モデルによる年金に関するシミュレーション分析」未定稿論文。
- Cooley, T. J. and E. Prescott. (1995) “Economic Growth and Business Cycles, in T.J. Cooley (ed), *Frontiers of Business Cycle Research*, Princeton University Press.
- Huggett, H. (1996) “Wealth Distribution in Life-Cycle Economics” *Journal of Monetary Economics*, 38, pp.469-494.
- İmrohoroglu, A., S. İmrohoroglu and D.H. Joines. (1995) “A Life Cycle Analysis of Social Security” *Economic Theory*, 6, 8.-114.
- National Social Insurance Board in Sweden. (2002) *The Swedish Pension System – Annual Report 2001*.
- Palmer, E. (2002) “Swedish Pension Reform: How Did It Evolve, and What Does It Mean for the Future?” In *Social Security Pension Reform in Europe*, ed. Martin Feldstein and Horst Siebert. pp.171-210. The University of Chicago Press.
- Settergren, O. (2001) “The Automatic Balance Mechanism of the Swedish Pension System”. National Social Insurance Board in Sweden.
- Storesletten, K., C.I. Telmer and A. Yaron. (2004) “Cyclical Dynamics in Idiosyncratic Labor-Market Risk”. *Journal of Political Economy*, 112, pp.659-717.

表1. パラメータ

時間選好率	β	0.947
危険回避度	γ	2
余暇と消費の代替の弾力性	ξ	1.1
持続性のパラメータ	ρ	0.95
固有ショックの分散を表わすパラメータ	σ	0.17
資本労働比率	α	0.4
資本減耗率	δ	0.048
全要素生産性	A	1.1

表2. シミュレーション結果

		基準ケース(給付算定方式1)	給付算定方式2	所得代替率 $\kappa=0$
資本	K	6.588	6.794	7.831
労働	L	0.770	0.779	0.788
利子率	r	0.063	0.061	0.052
賃金率	w	1.651	1.671	1.768
社会厚生	W	-552.103	-571.932	-533.131

家族政策（少子化対策）としての税制
－アメリカの場合－

分担研究者 小島克久 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 第3室長

研究要旨：我が国を含む先進国では合計特殊出生率が人口置き換え水準（2.08）を下回っている。しかし、これに最も近い水準にあるのがアメリカである。ただ、アメリカでは、連邦政府としての少子化対策には他の先進国と比べて目立ったものは見られない。そこで、税制による子育て支援の制度がどのようになっているのかということについて、関連する政府関係資料等をサーベイし、アメリカにおける人的控除の有無による世帯属性別にみた実効税率の試算を行った。

A. 研究目的

我が国を含む先進国では合計特殊出生率が人口置き換え水準（2.08）を下回っているところである。しかし、これに最も近い水準にあるのがアメリカである。しかし、アメリカでは、連邦政府の少子化対策として（保育、働き方、児童手当）、他の先進国と比べて目立ったものが見られるわけではない。それでは、税制による子育て支援の制度はどの程度充実しているのか、これが相当な程度で子どものいる世帯に支援を与えているのではないかという問題意識の下、関連する政府関係資料等をサーベイし、人的控除の有無による世帯属性別にみた実効税率の試算を行うことを目的とした。

B. 研究方法

本研究では、米国内国歳入庁のwebサイトから直接資料を入手した他、厚生労働省資料をはじめ、各種の文献からアメリカの所得税制と、その中における子育てに関する支援税制の姿を明らかにする方法をとった。

（倫理上への配慮）

本研究は、米国内国歳入庁の公表資料の他、各種の文献を元に行った。そのため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

その結果以下のことが明らかになった。

- ①アメリカの所得税制は、家族形態（ひとり親か否か）や夫婦の働き方で課税の方法等が異なっており、家族の多様性ということに配慮がなされている。
- ②所得控除として、定額の所得控除と個別の各種

控除制度の選択制となっており、前者を利用する場合、控除額が大きく、手厚い制度となっている。③人的控除は上記の控除とは別に認められている。金額は我が国と変わらない水準にあるが、家族だけでなく申告者本人にも認められる特徴がある。その一方で、高額所得者には控除額を少なくするという、応分の負担を求める仕組みも見られる。④税額控除についても、子女扶養控除は人的控除と同様の性格を有しているが、保育費用控除は、アメリカでよく発達している民間保育サービスの実質的な価格を下げる目的を有しているものと思われる。⑤標準控除と人的控除、そして子女扶養控除の効果を試算した。その結果、アメリカの子どものいる世帯に相当な規模の支援が税制を通じて与えられており、その程度を我が国（の相当する制度）と比較すると、ひとり親世帯の一部の所得階層では、我が国の寡婦控除の効果により日米の実効負担率に格差がなくなっていたものの、アメリカの方で概ね2～4%程度実効負担率が低くなっていた。

D. 考察

このように、アメリカの所得税制では、家族形態等に配慮しつつ、子どものいる世帯を支援するさまざまな税制が実施されている。これより、アメリカで、目立った少子化対策が実施されていないというよりは、税制という別の次元の制度の中で支援が行われているといえよう。

E. 結論

アメリカでは、目立った少子化対策が見られないと言われるが、税制の果たす役割が大きいもの

と思われる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし

2. 学会発表 なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

家族政策（少子化対策）としての税制—アメリカの場合—

小島克久

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 第3室長

1. はじめに

我が国を含む先進国では、合計特殊出生率は人口置き換え水準を下回るところにきている。ただし、その水準には格差があり、イタリアやドイツでは、合計特殊出生率は1.2～1.3と我が国と同様の水準にある一方で、フランスやスウェーデン等では1.7～1.8の水準にある。これをさらに上回る国としてアメリカがあり、その合計特殊出生率は2003年で2.04と人口置き換え水準に近いところにある。しかも、その水準も安定的に推移している。我が国を含む先進国においては、出生率に対する認識に若干の差はあるものの、育児休業の実施、保育サービスの提供、児童手当の支給等の多様な政府による施策が実施されている¹。しかしながら、アメリカにおいては、他の先進国と比較して連邦政府としては特に目立った政策が実施されているわけではない。そのような中、アメリカの出生率が高い背景としてさまざまな議論があるが、大谷（1996）は、アメリカの出生率の上昇の背景として、人種割合の変化や、景気変動の他、税制の影響も指摘している²。そこで、本論文では、政府部門主体の保育サービスや手当の支給といった施策ではなく、税制での支援が大きな役割を果たしているのではないかという問題意識の下、アメリカにおける子育て支援に関する税制について概観したいと思う。なお、一言で税制での支援と言っても、①課税対象所得の算出の過程で、所得から一定の金額を控除する所得控除、②特定の目的の経費（教育費など）についての税制優遇、③税額そのものを減額する税額控除、といった多くの仕組みがあり、税制そのものを包括的にとらえることは困難である。そこで、本論文では、少子化対策（子どものいる世帯一般を対象とした支援）に資すると思われる税制上の措置について取り上げたいと思う。そして、子どもがいる世帯についてどの程度の税制上の支援が行われているかについて、一定の条件の下ではあるが、試算を行いたいと思う。

2. アメリカの子育て支援（経済的支援）の位置—諸外国との比較

まず、アメリカにおける税制を含めた子育て支援（経済的支援）の位置を、我が国を含むその他の国々との比較で確認をしておこう。経済的支援として、①児童手当の支給、②

¹ 詳細は内閣府（2005）を参照。

² 大谷（1996）によると、Whittingtonらの試算によると、1980年代からのアメリカの出生率の上昇の背景として1986年の税制改革の効果を挙げている。

税制による支援に分けることができる³。こうした制度の実施状況を、アメリカの他、日本、フランス、イギリス、ドイツ、スウェーデンで見ると、国による差異が見られる。

表1 子育て支援のための経済的支援の各国比較(アメリカの位置)

	アメリカ	日本	フランス
税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養控除あり 被扶養者1人につき3,200ドル(約35万8千円)の所得控除。 ○子女扶養控除 17歳未満の扶養児童1人につき、1,000ドル(約11万2千円)の税額控除(税額控除後の税額が負となる場合には、還付される場合有り) 	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養控除(38万円)、特定扶養控除(16歳以上23歳未満、63万円)あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○なし(N分N乗課税方式)
児童手当の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○制度なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童手当」 小学3年生修了時まで 所得制限あり ・第1子、第2子 月 5千円 ・第3子以降1人につき 月 1万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○「家族手当」 20歳未満。所得制限なし ・第1子 なし ・第2子 月115.07ユーロ(約1万5千円) ・第3子以降1人につき 月147.42ユーロ(約2万円) ※年齢加算あり ○3歳未満の乳幼児には、第1子から、「乳幼児迎入れ手当」ほか、多数の家族手当がある。
	スウェーデン	ドイツ	イギリス
税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養控除 (児童手当との選択制、所得が高い人ほど、控除制度を利用する) 子ども1人につき、年額5,808ユーロ(約78万1千円)を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童税額控除 16歳未満(学生は19歳未満)の児童のいる世帯に対し、児童数及び世帯の所得に応じて、税額控除または給付。
児童手当の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童手当」 16歳未満まで 所得制限なし ・第1子、第2子 月950クローナ(約14,000円) ・第3子 1,204クローナ(約1万7千円) ・第4子 1,710クローナ(約2万4千円) ・第5子以降 1,900クローナ(約2万7千円) ・延長児童手当 児童が17歳以上でも学生の場合児童手当と同額を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童手当」 18歳未満まで(失業者は21歳未満、学生は27歳未満)。 所得制限は18歳未満なし。18歳以上は、児童の年収による所得制限あり。 ・第1子から第3子 154ユーロ(約2万1千円) ・第4子以降 179ユーロ(約2万4千円) ※1996年から、児童手当か児童扶養控除制度のどちらか有利な方が適用される制度になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童手当」 16歳未満(学生は19歳未満)まで。 所得制限なし。 ・第1子 週17.00ポンド(約3,300円) ・第2子以降 週11.40ポンド(約2,200円)を支給(2005年度)

資料:「海外情勢白書 世界の厚生労働2004」(厚生労働省編)等を基に作成

注:各国の為替レートについては、日銀報告省令レート(平成17年9月分)により換算

³ 経済的支援には、児童手当のような一般の世帯の児童を対象とするものがある一方で、低所得世帯を対象とするものがある。本論文では、子育て支援に関する税制を取り上げるので、低所得世帯を対象とする各種制度については取り上げない。

スウェーデンでは児童手当だけが実施されているのに対して、我が国を含むその他の国では、児童手当と税制上の措置の両方が実施されている。ただし、制度の内容は国により大きく異なり、フランスでは10を超える児童関連の手当があり、手厚い支援が実施されている⁴。その一方で、税制上の措置として、子どもがいる世帯への支援を直接の目的としたものではないが、N分のN乗税制と呼ばれる、大家族に有利な税制がある。ドイツでは、児童手当と税制上の措置の両方が実施されているが、いずれか有利な方を適用するというルールとなっている。イギリスでも児童手当と税制上の措置の両方が行われており、近年のワーク・ライフバランスの動きの下、低所得世帯への新しい税制優遇等が実施されている。そのような中、アメリカでは、連邦政府としての児童手当の制度はなく、税制上の措置が実施されている⁵（表1）。

3. アメリカの所得税制—子どものいる世帯への支援を中心に—

(1) 基本的仕組み

アメリカでは、個人所得税はサラリーマンを含めて、図1の流れで確定申告を行う仕組みとなっている。申告者は①夫婦合算（夫婦で所得を合算する者）、②夫婦個別申告者（夫婦の所得を個別に申告する者）、③死別、離別した者（ひとり親世帯等）、④特定世帯主（扶養者がいる未婚者）、⑤独身者（扶養者がいない未婚者）、の5つに分けられ、各種控除の額や税率において取り扱いが異なる。

税額を決める基本的プロセスは以下の通りである。まず、賃金等を合算して総所得を決定する。この場合、企業が負担した引っ越し費用、社会保険からの受け取り、退職金、離婚手当等も計上する⁶。次に、この総所得から、各種費用の控除を行う。これを調整総所得前控除と呼ぶ。この控除に含まれるものは、IRAと呼ばれる個人退職年金勘定への拠出金、離婚手当の支払い等がある。こうして得られる所得が調整後総所得と呼ばれる。

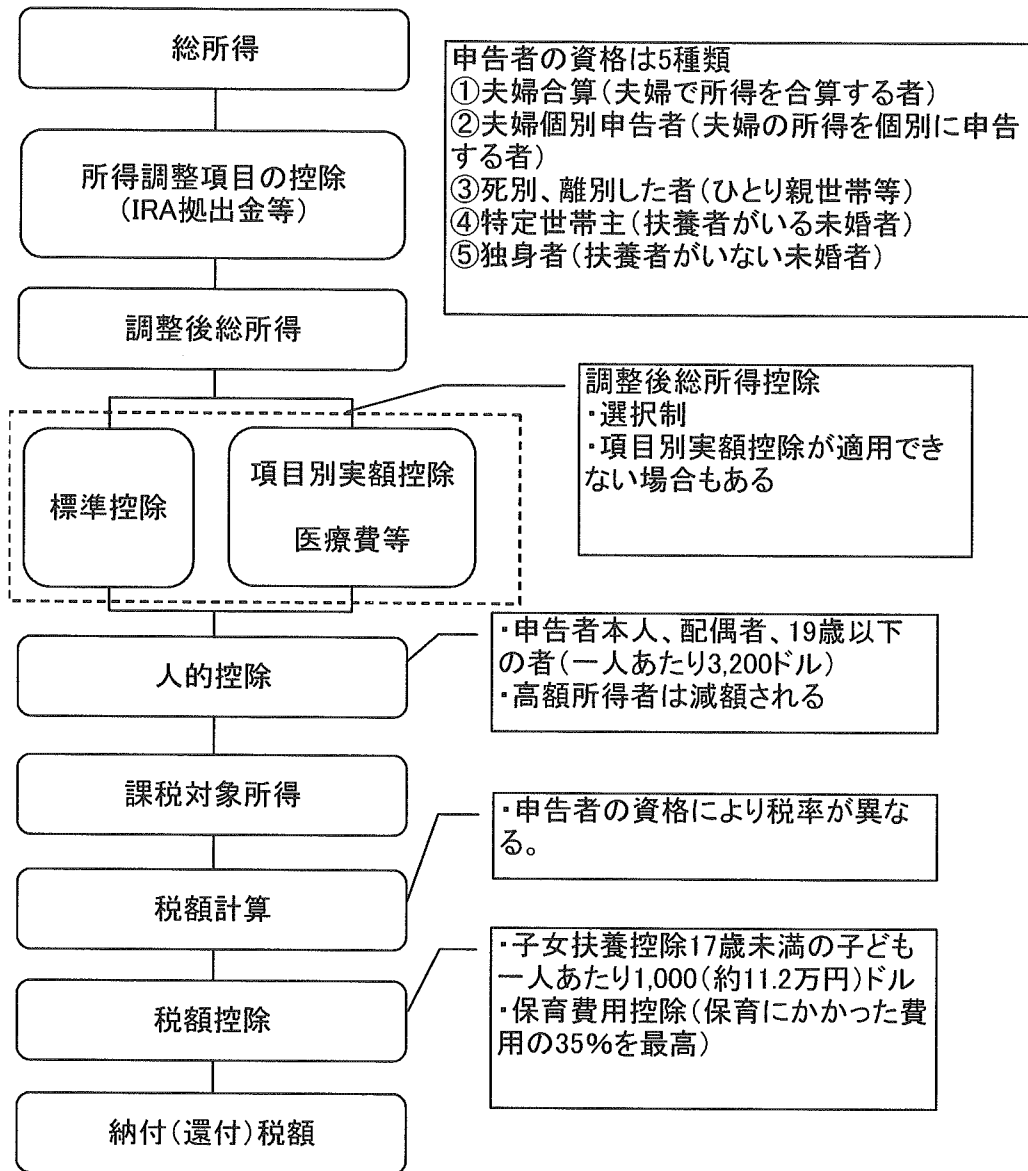
そして、この調整後総所得から、各種の控除を差し引いて課税所得を決定する。控除には2段階あり、最初の段階が、標準控除または項目別実額控除、次の段階が人的控除である。これら控除を行った後の所得が課税対象所得である。上記の①～⑤の申告者のカテゴリーごとに、所得に対応する税率が決まっているので、課税対象所得を該当する申告者のカテゴリーに合わせて、税率を求め、税額を決定する。そして、各種の税額控除、既に支払った税金との調整の後、実際に課税（還付）される金額が決定される（図1）。

⁴ 内閣府（2005）参照。

⁵ アメリカでも低所得世帯向けの手当の制度は実施されている。ここでは、全ての子どもを対象とした支援に限定したため、このような記述となった。詳細は、藤田・塩野谷（2000）参照。

⁶ ただし、二重課税を防ぐ観点から、相続、贈与、死亡保険の保険金等が、社会福利の充実の観点から、団体生命保険料、労災補償等が所得から除外されている。詳細は伊藤（2005）参照。

図1 アメリカ所得税の課税の流れ



資料:尾崎護「G7の税制」,Department of the Treasury, “Your Federal Income Tax”から作成。

(2) 標準控除

上記のプロセスで特徴的なのは、標準控除と項目別実額控除という二つの異なる控除の制度が選択できることである⁷。前者は、定額の所得控除が認められる制度である。定額の控除を認めることで後述の項目別実額控除を利用することによる申告者と税務当局の負担

⁷ 夫婦世帯で配偶者と個別に申告する場合で、配偶者が個別の控除制度を利用する場合等は適用されない。詳細は Department of the Treasury (2005)参照。

を軽減することを目的としており、多くの者が前者の制度を利用していると言われている⁸。控除額はカテゴリー①～⑤ごとに異なり、①夫婦合算及び③死別、離別した者（ひとり親世帯等）で10,000ドル（約112万円）と、我が国の基礎控除（38万円）と比較して3倍近い水準となっている。同じ夫婦世帯でも②夫婦個別申告者と⑤独身者の場合は、5,000ドル（56.0万円）と半減するが、それでも我が国よりも多い。なお、④特定世帯主の場合は7,300ドル（81.8万円）となっている。また、扶養者がいる場合は800ドル（約8.9万円）または扶養者の所得に250ドル（約3千円）を加えたものの金額が高い方が適用される。高齢者と目が不自由な者には加算があり、所得や扶養家族の数により控除額が多くなる仕組みとなっている（表2）。

表2 アメリカの標準控除(所得控除)の概要

	内容
標準控除 (所得控除)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の金額を控除(本人) ①夫婦世帯(夫妻で合わせて申告) 10,000ドル(約112.0万円) ②夫婦世帯(夫妻が個別に申告) 5,000ドル(約56.0万円) ③死別、離別した者(ひとり親世帯等) 10,000ドル(約112.0万円) ④特定世帯主 7,300ドル(約81.8万円) ④独身者 5,000ドル(約56.0万円) ・被扶養者 800ドル(約8.9万円)または被扶養者の所得に250ドル(約3千円)を加えたものの高い方 ・65歳以上の者、目が不自由な者には別途基準あり

資料:アメリカ内国歳入庁資料より作成

後者は、医療費や州税・固定資産税、外国税等の所得税以外の税金、支払利息、寄付金、転勤費用等の控除が認められている。例えば医療費については、申告者本人や扶養家族が支払った医療保険料、医療費、薬剤費等を合計し、医療保険で賄った分を控除した金額を対象に、調整後総所得の7.5%を超える分を控除することができる。ただし、この制度は国民の医療費負担の軽減というよりも、高額な医療費を支払うことによる担税力の低下に配慮した制度であることに留意する必要がある⁹。

両者の性格を考えると、まず、後者が我が国の医療費控除のような個別の控除制度に相当するのに対して、前者は後者の簡略版といえることができる。そういう意味では、標準控除は後述する人的控除とは異なる制度と考えることができよう。しかし、標準控除では、申告する者のカテゴリーにより控除額が異なること、扶養家族等がいる場合にも加算があることに着目すると、人的な控除制度の側面を垣間見ることができるものと思われる。

(3) 人的控除(所得控除)

標準控除または項目別実額控除の次に人的控除が適用される。この制度では、申告者本人と配偶者、被扶養者に適用され、我が国の基礎控除と配偶者控除、扶養控除を合わせた

⁸ 伊藤(2005)参照。

⁹ 伊藤(2005)参照。

ような制度となっている。被扶養者の場合、19歳以下の者一人あたり3,200ドル(約35.8万円)を所得から控除することができる。金額は我が国の扶養控除(38万円)とほぼ等しい水準となっているが、特定扶養控除(16歳以上23歳未満、63万円)よりは低くなっている。しかし、我が国の扶養控除の額が所得水準と関係なく一定であるのに対して、この人的控除の場合、高額所得者に対しては、控除額を減らす仕組みになっている。具体的には、①夫婦合算(夫婦の所得合算して申告)と③死別、離別した者(ひとり親世帯等)では218,950ドル(約2,452万円)、④特定世帯主では182,450ドル(約2,043万円)で控除額の減額が始まる。控除の減額幅は2,500ドルにつき、控除額の2%となっている(表3)。

表3 アメリカの人的控除(所得控除)の概要

	内容
人的控除 (所得控除)	<ul style="list-style-type: none"> ・19歳以下の扶養家族一人あたり3,200ドル(約35.8万円)を所得控除 ・所得に応じた減額措置あり(以下は減額が始まる基準) <ul style="list-style-type: none"> ①夫婦世帯(夫妻で合わせて申告) 218,950ドル(約2,452万円) ②夫婦世帯(夫妻が個別に申告) 109,475ドル(約1,226万円) ③死別、離別した者(ひとり親世帯等) 218,950ドル(約2,452万円) ④特定世帯主 182,450ドル(約2,043万円) ⑤独身者 145,950ドル(約1,635万円)

資料:アメリカ内国歳入庁資料より作成

(4) 税率

人的控除が行われた後、課税所得が算出され、その高低に基づいて税率が適用される。これによって、税額の計算が行われる。なお、税額の計算を行う際にも申告者の①～⑤により異なる税率表が適用されている(表4)。

表4 アメリカ所得税の税率(申告者資格別)

①夫婦合算及び③死別、死別した者(ひとり親世帯等)

課税所得 下限	課税所得 上限	税率
\$0	\$15,100	0ドル以上について10%
\$15,100	\$61,300	1,510ドル+15,100ドルを超える部分につき15%
\$61,300	\$123,700	8,440ドル+61,300ドルを超える部分につき25%
\$123,700	\$188,450	24,040ドル+123,700ドルを超える部分につき28%
\$188,450	\$336,550	42,170ドル+188,450ドルを超える部分につき33%
\$336,550	なし	91,043ドル+336,550ドルを超える部分につき35%

②夫婦個別

課税所得 下限	課税所得 上限	税率
\$0	\$7,550	0ドル以上について10%
\$7,550	\$30,650	755ドル+7,550ドルを超える部分につき15%
\$30,650	\$61,850	4,220ドル+30,650ドルを超える部分につき25%
\$61,850	\$94,225	12,020ドル+61,850ドルを超える部分につき28%
\$94,225	\$168,275	21,085ドル+94,225ドルを超える部分につき33%
\$168,275	なし	45,521ドル+186,275ドルを超える部分につき35%

④特定世帯主

課税所得 下限	課税所得 上限	税率
\$0	\$10,750	0ドル以上について10%
\$10,750	\$41,050	1,075ドル+10,750ドルを超える部分につき15%
\$41,050	\$106,000	5,620ドル+41,050ドルを超える部分につき25%
\$106,000	\$171,650	21,857.5ドル+106,000ドルを超える部分につき28%
\$171,650	\$336,550	40,239.5ドル+171,650ドルを超える部分につき33%
\$336,550	なし	94,656.5ドル+336,550ドルを超える部分につき35%

⑤独身者

課税所得 下限	課税所得 上限	税率
\$0	\$7,550	0ドル以上について10%
\$7,550	\$30,650	755ドル+7,550ドルを超える部分につき15%
\$30,650	\$74,200	4,220ドル+30,650ドルを超える部分につき25%
\$74,200	\$154,800	15,107.5ドル+74,200ドルを超える部分につき28%
\$154,800	\$336,550	37,675.5ドル+154,800ドルを超える部分につき33%
\$336,550	なし	97,653ドル+336,550ドルを超える部分につき35%

資料:アメリカ内国歳入庁資料より作成

(5) 税額控除

(a) 子女扶養控除

アメリカの所得税制では、税額控除の制度で子育て支援税制が存在する。これは「子女扶養控除税制」と呼ばれるが、17歳未満の子ども一人あたり1,000ドル(約11.2万円)を税額から控除する仕組みである。しかし、高額所得者ではこの制度の恩恵は少なくなる仕組みとなっており、夫婦世帯(夫婦合算で申告)では11万ドル(約1,232万円)、特定世帯主等(ひとり親世帯)では7万5千ドル(約840万円)で控除額が減額される。減額は所得とこれらの限度額の差(1,000ドル単位に切り上げ)の5%の金額を基準にして行われる。ただし、低所得者で子女扶養控除の額が子どもの人数と1,000ドルの積よりも少ない場合、税額控除を受けた分を控除した額が還付(付加給付)される(表5)。